

石綿健康被害救済制度の施行状況及び今後の方向性について(概要)

資料3-1

- 石綿健康被害救済制度については、平成23年8月の改正法の附則に基づき、中央環境審議会「石綿健康被害救済小委員会」(平成28年1月設置)において制度の施行状況を審議(平成28年4月～)。
- 小委員会では、患者・家族や専門家からのヒアリングも行いつつ審議を行い、現行制度の施行状況を踏まえた論点及び今後の方向性を整理(平成28年12月取りまとめ)。

指摘された論点	今後の方向性
<p>○救済給付 (充実すべきとの意見と、現行の考え方を維持すべきとの意見あり)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当面は、<u>現行制度の基本的考え方に基づき安定的かつ着実な制度運営</u>を図り、<u>迅速な救済を更に促進</u>。 ○ 今後、<u>救済制度の被認定者の介護等に関する実態</u>について調査。
<p>○指定疾病 (拡大すべきとの意見と、重篤なものに限るべきとの意見あり)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 様々な病態を一律に対象とすることは困難だが、今後、<u>良性石綿胸水のうち重篤な病態</u>について、<u>新たに救済対象として取り扱うことができるか、その基準も含めて検討</u>。
<p>○肺がんの基準 (作業従事歴も用いて判定すべきとの意見と、医学的所見のみで判定すべきとの意見あり)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 石綿ばく露作業従事歴を用いた肺がんの判定については結論されず。 ○ 今後、肺がん申請者の<u>作業従事歴等</u>について知見の収集を継続するとともに、<u>救済制度への申請につながるよう作業従事歴等の活用</u>を周知。
<p>○制度運用 (制度周知、認定迅速化等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 救済制度や医学的知見について<u>医療関係団体への更なる周知</u>を実施。特に<u>石綿肺がんに関する周知を重点化</u>。 ○ <u>中皮腫患者</u>に対し、<u>救済制度や地域の医療・介護・福祉サービス等に関する総合的な情報提供</u>を検討。 ○ 肺がん判定のための<u>繊維計測の迅速化</u>や<u>認定申請の合理化</u>等を図る。
<p>○健康管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現在実施中の「<u>石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査</u>」を対象地域の拡大に努めながら<u>継続</u>し、<u>健康管理の在り方</u>について引き続き検討。
<p>○調査研究</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中皮腫の診断・治療の向上のため、<u>救済制度での認定症例の収集</u>等を継続するとともに、<u>がん登録制度の活用方法</u>を検討。
<p>○定期的な見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ <u>5年以内</u>に制度全体の施行状況の評価・検討を改めて行う。